

「地域福祉権利擁護事業の実施について」 の一部改正について

平成14年6月24日 社援地発第0624001号
厚生労働省社会・援護局地域福祉課長

今般、平成14年6月24日社援発第0624003号社会・援護局長通知が示されたことに伴い、平成13年8月10日社援地発第21号本職通知の別紙の一部を下記のとおり改正し、平成14年4月1日から適用することとしたので、貴職におかれては、御了知の上、管内社会福祉協議会等に対して周知徹底を図るとともに、本事業の円滑な実施が図られるよう、御配慮願いたい。

記

1 1の(1)中「再委託は」の次に「原則として」を加える。

2 2中「実施要領3の(3)のイ」を「実施要領3の(3)のアの(イ)」に改める。

3 「3」を次のように改める。

3 事業の対象者について

本事業による援助の対象者は、居宅において生活している者に限られるものではなく、社会福祉施設の入所者又は病院等の入院患者についても対象となるものであること、なお、社会福祉施設入院者又は入院患者に対する援助に当たっては、当該社会福祉施設又は医療機関と十分な連携を図ること。

4 「9」を「10」とし、8中「生活支援員に対し

ては」の次に「、社会福祉法人全国社会福祉協議会が作成して「生活支援員現任研修マニュアル」、
「地域福祉権利擁護事業実践テキストブック」を加える。

5 「9」を「9」とし、「4」から「7」までを「5」から「8」までとし、「3」の次に「4」として次のように加える。

4 日常的金銭管理について

日常的金銭管理を行う場合に、本人に多額の預貯金があるときは、日常生活費のみを取り扱う口座（最高50万円程度を目安とする。）を設けることとし、生活支援員の取り扱う金銭を一定の金額の範囲内に限定すること。

(後略)